

しらたか

1.16 発行

2023

白鷗町農業委員会

「農業者等との意見交換会」を開催



→ 詳しい内容は、P3 ページに掲載しております。

東根地区では、現状の課題をワークショップ形式で付箋に書き込み、課題・対策・要望について意見交換が行われました。

年頭のごあいさつ



第22期

白鷹町農業委員会

会長 小林孝次

新年あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

農業委員会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

一年を振り返ってみると大雪にはじまり、7月の日照不足、そして8月3日、県内に大雨特別警報、置賜には警戒レベル5の緊急安全確保が出される記録的な豪雨となり、各市町における農地は壊滅的な被害を受けました。本町においては、最上川沿いの農地を中心にして浸水や冠水、土砂の流入といった被害が発生しました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は人口減少が起因となり、担い手の高齢化、後継者不足、コロナ禍の影響で外食需要低迷が未だに続いている状況です。さらに、頻発する自然災害、世界的インフレ高進やロシアのウクライナ侵攻に関連する影響によって、異常な勢いで農業用資材や原油等の価格が高騰しており、課題が山積しております。

この厳しい状況の中、町単独での「肥料・燃油高騰対策事業」として農業者へ助成を実施いたしました。農業経営を維持することに繋がるものであり、町には大変感謝しております。

一方、国の農政では水田活用の直接支払交付金の見直し方針が示され、今後5年間で一度も水張りが行われない農地（水田）は、令和9年度以降交付対象としないことが示されました。このことは、生産現場に不安と動搖が広がっていると認識しているところです。

また、「人・農地など関連施策の見直し」が国から示され、「人・農地プラン」を市町村が策定する計画として法定化されるとともに、農地の将来像を「目標地図」として明確化していくことが求められました。これにより、目指すべき将来の農地利用のあり方、農地を維持していくための話合いが今後ますます重要なつてまいります。

このように農政が大きく変化する局面を迎える中、農業委員会では、地域の皆様と話合いを積み重ねながら、山積している課題を共有することも含め、農地が利用されやすく、農地の集積・集約に向けた取り組みを加速化し、将来の農業経営が安定したものになるよう、農業委員及び農地利用最適化推進委員が一丸となつて取り組んで行く所存であります。最後に町民の皆様には、本年が佳き年になりますよう、心よりご祈念申し上げ年頭のごあいさつとさせていただきます。

謹賀新年

農業委員一同



農地利用最適化推進委員一同

推進委員	小林周一	(蚕桑地区)
推進委員	安彦強	(鮎貝地区)
推進委員	小関清喜	(荒砥・十王地区)
推進委員	紺野正光	(鷹山地区)
推進委員	安達善晴	(東根地区)



鮎貝地区の担い手の皆様です。

稻作、果樹、ホップ、酪農等多様な担い手の皆様にご参集いただき、それぞれの課題をお聞きすることができました。



鷹山地区の担い手の皆様です。

鳥獣被害、後継者・高齢化問題、山間部の遊休農地等の課題もお聞きすることができました。

この度、農業者等が直面している課題を把握し、町に提出する「意見書」としてまとめることや、県農業会議・全国農業會議所への意見にも反映させる目的で、「農業者等との意見交換会」を開催いたしました。

7月下旬から8月上旬にかけて5地区（蚕桑、鮎貝、荒砥・

十王、鷹山、東根）の中心的な担い手と意見交換会を実施し、皆様から生の声をお聞きして参りました。農業用資材や原油等の価格高騰により収益が出ないため、農業経営を続けることが

農業者等との 意見交換会を開催

令和5年度「白鷹町農業農村振興施策に関する意見書」の提出

難しいこと、農地を守りたいが年齢的にも体力的にも難しいこと、後継者不足や、有害鳥獣被害の問題、基盤整備の必要性などの意見をいただきました。

農業者の自助努力だけでは大変厳しい状況であると、改めて実感しているところです。

お聞きした内容は、農業委員会で話し合い、10月28日に佐藤町長へ「意見書」として提出いたしました。

開催にあたり、町農林課・山形おきたま農協・土地改良区の皆様にもご出席いただき、担い手の皆様とともに意見交換いただいたことに感謝を申し上げます。

（農振部会長 丸川 正博）



農業委員会は、農業経営の安定化、農地等の利用の最適化、持続可能な産業としての農業振興に向けて、10月28日（金）「白鷹町農業農村振興施策に関する意見書」を佐藤町長に提出しました。

■「意見書」の提出

■新規就農者の確保と体制づくりについて

- 果樹やホップといった園地、畜産設備等、新規就農者が有効に活用できる経営継承の仕組みづくり

- 就農を目指す若者等に対する幅広い周知活動の展開

- 新規就農者の確保につなげていく施策の実施

- 担い手のグループ化を推進し、お互いに作業を補うような仕組みや、地域の方に、時期・時間帯を指定し依頼できるよう（スポット求人）仕組みづくりの人的支援

- 将来に向けて安定した農業生産ができる農業生産の基盤整備と水路整備
- 大型の農業用機械、作業車が農地まで通行できる農道や農道橋の整備

■基盤整備と水路整備の対策について

- 将来的に安定した農業生産ができる農業生産の基盤整備と水路整備
- 町と関係機関が密に連携し、価格統きの支援の働きかけ
- 町と関係機関が密に連携し、価格統きの支援の働きかけ
- 高騰分の差額支援の継続

■農業用資材（肥料・飼料を含む）、原油等の価格高騰対策について

- 有害鳥獣対策の強化について
- 地域ぐるみで行う電気柵設置に対する支援事業の継続
- 東根地区の鳥獣保護区の解除

■6次産業化推進拠点施設について

- 6次産業化推進拠点施設整備の進行状況については、農業者が参画できる体制に

令和4年度 山形県農業委員会大会 in 南陽市

令和4年度山形県農業委員会大会が11月18日(金)シェルターなんようホール(南陽市民文化会館)を会場とし、3年ぶりに農業委員・農地利用最適化推進委員全員参加の開催となりました。

大会スローガンに「農地利用の最適化を推進し、地域計画に向けて農地の見守りと意向把握を徹底しよう。」などを掲げ、持続可能な農業・農村を創るために要請決議「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る運動」を推進するための申し合わせ決議、農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせ決議、そして決意表明が提案され満場一致で可決されました。

農業委員・農地利用最適化推進委員では、申し合わせ決議の目標達成に向け活動して行くことになります。

決意表明の今後の取組みにもあります「人・農地プラン」を進めるうえで、農業委員・農地利用最適化推進委員が重要な立場にあることを十分に理解し、地域の話合いで意見を集約しながら「目標地図」の素案作成を進めていきたいと考えております。

(農振部会 伊勢亀 崇男)



山形県農業委員会大会では、議案第3号「農業者年金の加入推進と情報提供活動の強化に関する申し合わせ決議」を置賜地方連絡協議会を代表して、小林会長が提案いたしました。



◆◆ 農業委員会研修会 ◆◆

『人・農地プランから地域計画の策定・実行までの流れ』の勉強会を実施！



10月28日(金)中央公民館大会議室を会場とし、東北農政局より5名の講師をお招きし、勉強会を開催しました。

参加者は、農業委員・農地利用最適化推進委員、人・農地プラン地域協力者、中山間直接支払代表者、JA、土地改良区、農林課です。

目指すべき将来の農地利用の姿を明確化し、農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、勉強会に参加しました。

現況地図を基に、農地の出し手・受け手の意向や、農地を引き継ぐ後継者等との話合いを通して、5年後、10年後の地域の農業のあるべき姿である「目標地図」づくりが重要であることを再確認しました。

どの農地を将来に向けて守っていくのか、後継者・地域の担い手にどのように集積・集約化するのか、将来的に耕作することが難しい農地は森林化を進めることなど、将来の地域の農業を考えるものになります。そのため「人・農地プランの検討会」は、地域の担い手だけではなく、地域住民の皆様からも意見をいただき、徹底した話合いが行われていくことが大切になってきます。

農業委員会は、「目標地図」の作成の支援に向け、担い手の皆様、地域の皆様の協力をいただきながら、計画の策定に向け頑張っていきたいと考えております。

(農振副部会長 中川 要一)

～全ての農地を確認しています～

農地パトロールの実施と現況図面作成へ

農業委員会は、通年、農地の現況確認、違反転用など確認をしておりますが、毎年8月下旬から9月まで力を入れ、町内の全ての農地を対象とし、農業委員・農地利用最適化推進委員、事務局職員により、遊休農地の現況確認や、農地法の許可案件の履行状況等の確認を行う、農地パトロールを実施しています。今年度も、遊休農地と確認されている農地、山際付近にあり農地として厳しい箇所（非農地の確認）を集中して調査しました。

それは、「人・農地プラン」の地図化までの現況の把握をおこなっており、5年後、10年後の地域農業のあり方、今後、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを明確化するために必要な調査となります。実質化されていると判断され、承認された地区は公表されます。

将来に向け農業を始めたい方、あるいは現在、農地を所有しているが、将来的に不安などをお持ちの方は、農業委員・農地利用最適化推進委員に、ぜひ、ご相談をしていただければと考えております。また、お声掛けすることもありますのでよろしくお願ひいたします。

（農地部会長 真藤 永治郎）



農地パトロールの実施前に、農業委員全員で研修会を行っています。

農業委員会では、耕作または保全管理が実施されず「遊休農地」と判断した農地の所有者や耕作者に対し「農地利用意向調査」を実施しています。

この調査により、ご自身で耕作するか、あるいは農地中間管理事業等を活用した農地の貸付を行う意向があるのかなどを確認しています。調査票があ手元に届いた際には、調査的回答にご協力くださるようお願いいたします。

新たな担い手の確保に向けて活動開始！

新・農業人フェアに参加して



7月23日(土) 東京国際フォーラムで「新・農業人フェア」が開催され、私たちは「白鷹町新規就農者受入協議会」として農林課の職員2名と私で参加しました。

昨年、一昨年はコロナ禍により、オンラインでの出展となりましたが、3年ぶりに会場での出展を行ってきました。出展団体数は153団体、来場者数は1,113名でした。私たちのブースへの相談者数は12名となりました。

20代～40代の農業と移住に興味のある方々から相談があり、大学卒業後の就農を目指している方や、転職して農業をしてみようと考えている方などが、私たちのブースに来てくださいました。私は、自分自身の農業を始めたきっかけや農業経験、現状についての説明など、白鷹町の農業に興味を持っていただけるようアピールを行って参りました。農業に興味を持たれている方が意外にも多く、うれしく思いました。

今後、多くの方々に、白鷹町に来て農業をしてほしいと思います。白鷹町にも研修として受け入れている法人がありますので、私たち法人でも体制を整え、農業をやりたいと言う方に移住していただきたいと強く願っています。

（農地部副会長 児玉 匠樹）

新たな担い手の確保に向けて活動開始！

新・農業人フェアに参加して



◆◆ 地域ぐるみで取り組む ◆◆ 小山沢地区鳥獣被害対策



小山沢地区では、令和3年にイノシシ被害の現地確認を町、関係者と共に実施しました。

現地を確認したところ、第1ブロック（寺の下）から、第10ブロック（石畑）まで被害を確認し、集落内で合意形成を進めた結果、鳥獣被害対策として広域電気柵設置を行うことになりました。設置した電気柵は6,500m×2段張りの規模であり、小山沢中山間推進協議会が中心となって事業を進めました。

6月から7月にかけ、ブロックごとの現地確認や打ち合わせを重ね、綿密に設置計画を検討し、8月初旬には全てのブロックでの設置を終えることができました。電気柵は、設置して終わりではなく、下草が電線に触れるによる漏電を防ぐため、草刈をするなど設置後の維持管理が重要となります。そのため、ブロックごとの維持管理体制の構築を行いました。

電気柵設置後はイノシシ被害も確認されず、10月には無事に米の収穫を迎えることができました。

今回の事業を通して、鳥獣被害対策としての電気柵の有効性を実感できたところですが、集落内では、まだ電気柵が整備されていない箇所もあります。今後の電気柵設置も検討しつつ、鳥獣被害のない集落づくりを進めていきたいと考えております。

（農地利用最適化推進委員 安達 善晴）

鳥獣被害対策各支援事業

【電気柵設置支援】

農作物被害を軽減する電気柵設置補助

■白鷹町有害鳥獣被害軽減モデル事業（県・町補助事業）

対象者 販売農家または販売農家グループ
(自家用のみは補助の対象とはなりません。)
補助率 電気柵の設置に係る経費の10分の6
(上限24万円)



■白鷹町有害鳥獣被害対策緊急事業（町鳥獣対策協議会事業）

対象者 ①販売農家または販売農家グループ
②自家用農家
補助率 ①電気柵の設置に係る経費の3分の1（上限10万円）
②電気柵の設置に係る経費の3分の1（上限 1万円）

小山沢地区は、こちらの事業で被害対策を実施しております。

■地域ぐるみで行う鳥獣被害防止推進事業（町鳥獣対策協議会事業）

対象者 おおむね町内単位の集落
事業内容 地域において有害鳥獣被害防止を目的に被害防止計画を作成し、地域ぐるみ（集落）で広域の電気柵を設置する場合、町鳥獣対策協議会から、その資機材一式を事業実施地区に貸与します。
事業規模 3000m×2段張程度
採択要件 ①集落内の受益者3戸以上の合意形成が必要となります。
②電気柵設置後は、下草刈等を定期的に行い、維持管理計画を策定する等適切な維持管理に取り組むことを要件とします。

【ご相談・お問合せ】 農林課 森林整備係 電話 85-6125まで



～女性農業委員の活動紹介～「家庭菜園のススメ」



「家庭菜園のススメ」の参加者の皆様です。楽しく参加できました。



種の蒔き方を指導いただき、ここまで大きく育ちました。

家庭の食育を進める「家庭菜園のススメ」が、10月1日に行われました。家庭の食育を進めるため、ベテラン農家を講師に招き、気軽に取り組める「プランター等を使用した家庭菜園」の体験会です。

今回は、小松菜とはつか大根を選択することができ、私は小松菜を選びました。

体験会当日は、お子さんと一緒にの方、家庭菜園の経験がない方など、十数組の方が参加されており、私も家では、畑の収穫や料理の方が中心でしたので、種蒔きから収穫まで経験したいと思い参加しました。プロの方のわかりやすい指導に感謝しながら学ぶことができました。

家に帰宅し、さっそくいただいた土をプランターに入れ種を蒔きました。三日目で芽がでてきており「あっ!!」と声が出るほど嬉しかったです。種を蒔いて1ヶ月で収穫できるとのことです。11月には、菜園体験された方を対象に、料理教室も開催されました。とても楽しい体験会でした。ぜひ、皆さんも参加してください。

(農振部会 高橋 康子)

みんなで学ぼう！ みんなで食べよう！地域の食材！

秋の「郷土食伝承事業」を実施しました !!



この事業は、白鷹町食の文化街道推進会議が主催となり、「地元の農産物をふんだんに使った郷土食を子どもたちに食べさせてあげたい！伝えたい！」という農家のお母さんの想いからはじまった事業です。今年も土里夢館とパレス松風を会場に、郷土食伝承事業が行われました。

町内4つの小学校（蚕桑・鮎貝・荒砥・東根）の6年生を対象に実施し、今年で18回目の開催となりました。献立は、栗ごはん、芋煮、どりいむ（けんちん）汁、冷やしる、じんだんあえ、かぼちゃサラダのほか、たくさん準備いただきました。食べる前に、地元の農産物や先人たちの知恵などについて話があり、子どもたちは真剣に耳を傾けていました。いただきますの後、料理のおいしさに箸がどんどん進み、芋煮をおかわりする顔は笑顔であふれました。

時代を超えて郷土食と思いがしっかりと受け継がれる事業となりました。



荒砥・東根小学校は、土里夢館を会場とし実施されました。
たくさんあわせでき「美味しい！」と、たくさん食べていただきました。



蚕桑・鮎貝小学校は、パレス松風を会場とし実施されました。
はじめて郷土食を目にしたものもあり、どんな味か不安な様子もありましたが食べてすぐ「美味しい！」と、たくさん食べていただきました。

白鷹町農業委員会申請受付のご案内

- 農地法第3条許可申請（農地のままの権利移動）
 - 農地の売買・贈与・交換・貸借
- 農地法第4条許可申請（自己所有農地の転用）
 - 農地を住宅・駐車場・車庫・資材置き場等への転用
- 農地法第5条許可申請（農地の権利移動を伴う転用）
 - 他者の農地を住宅・駐車場・車庫・店舗等への転用
- 農地法第18条の規定による通知書
 - 賃貸を伴う合意解約
- 農業経営基盤強化促進法
 - 集積に伴う農地の貸借

☆いずれかに該当する場合は、

農業委員会事務局 電話 85-6128までご相談ください☆

各申請の提出締切日

毎月10日です。

土日祝の場合は、休前日となります

許可申請を予定されている方は、締切日にかかるわらず余裕をもっての申請にご協力ください。

農地の無断転用は法律違反です!!

【問い合わせ】農業委員会事務局 電話(85-6128)

農地転用とは

農地を農地以外の用途に転用することです。転用する場合は、原則として農地法の許可が必要です。

農地以外の用途…住宅や工場等の建物敷地、資材置場、建設残土置場、駐車場など

許可を受けずに転用すると

違反転用となり、県や農業委員会からの是正指導があります。それらに従わない場合は、工事の中止の勧告や現状復旧の命令、罰則が適用になる場合があります。

罰則……3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

許可を受けるには

農地法第4条の許可（農地所有者と転用者が同一の場合）又は農地法第5条（農地所有者と転用者が異なる場合）の県知事許可が必要となります。白鷹町農業委員会に農地転用許可申請書（山形県知事宛）を提出してください。

申請書の様式は、山形県又は白鷹町のホームページからダウンロードできます。また、必要な添付書類についてもホームページでご確認ください。

なお、手続きについてご不明な点がございましたら、上記までお問合せください。

違反転用を発見したら 農業委員会に連絡してください!!

転用前に農振除外の手続きはお済みですか？

農業振興地域・農用地区域内の農地転用は原則として認められません。やむを得ず転用が必要な場合は、転用手手続きの前に、農用地区域からの除外手続き（申請）が必要となります。

申請締切りは、**3月31日**と**9月30日**の年2回です。

詳しくは… 農林課 農業振興係 電話 85-6127まで

「農業委員・ 農地利用最適化推進委員」を募集いたします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき、「農地等の利用の最適化の推進」を必須の業務として、農地の集積・集約化のほか、農地の賃貸借や売買、宅地等への転用許可に関する業務を行っております。

現在の委員は令和5年7月19日に3年の任期が終了するため、新たに第23期農業委員会の「農業委員」とび「農地利用最適化推進委員」を募集いたします。

1. 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割

農業委員	農地利用最適化推進委員
1) 総会における議決	1) 要請がある場合のみ総会出席（議決権なし）
2) 農地パトロール	2) 農業委員と同じ
3) 人・農地プラン	3) 農業委員と同じ
4) 各種会議・研修会への参加	4) 農業委員と同じ

2. 選出方法等

- 農業委員 推薦と公募により議会の同意を得て町長が任命
- 農地利用最適化推進委員 推薦と公募により農業委員会が委嘱

3. 農業委員と農地利用最適化推進委員の定員

- 農業委員 11名
- 農地利用最適化推進委員 5名
(蚕桑地区、鮎貝地区、荒砥・十王地区、鷹山地区、東根地区の担当地区毎に1名)



4. スケジュール（予定）

- ① 令和5年4月～ 推荐・募集（一か月間）
※募集期間の中間及び最終において、応募等の状況を公表いたします。
- ② 令和5年5月 評価委員会による評価
- ③ 令和5年6月 選任案件の議会提案
- ④ 令和5年7月 農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱

山形地方法務局からのお知らせ

相続登記の申請が義務化されます。

所有者が亡くなったのに相続登記がされないため、登記簿を見ても持ち主が分からず、復旧・復興事業等や取引を進められないといった「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が、令和3年4月に成立し、相続登記が義務化される新しい制度が令和6年4月1日からスタートします。

詳しくは、法務省又は山形地方法務局ホームページをご覧ください。

お問合せはお近くの **法務局** へ 山形地方法務局 米沢支局 電話 0238-22-2148

～担い手農業者育成支援事業～

運転免許習得費など 研修費用を助成します。

白鷺町農業再生協議会では、担い手農業者の研修等に対し、その費用の一部を支援します。

対象者

- (1) 認定新規就農者
- (2) 認定農業者（従業員等含む）
- (3) 実質化された人・農地プランの中心経営体
- (4) 上記1～3に準ずる新規就農者等

補助率

研修等費用の2分の1以内

※ドローン免許習得で白鷺町防除協議会の構成員でない場合の
補助額は3分の1以内（消費税抜。千円未満の端数切り捨て）



①資格習得費用支援（運転免許）補助金額

大型特殊免許習得	(上限) 40,000円
けん引免許習得	(上限) 60,000円
大型特殊・けん引同時習得	(上限) 85,000円
フォークリフト免許習得	(上限) 13,000円
ドローン免許習得	(上限) 137,000円

【参考】

※本事業により免許を習得する場合の
教習料金は、概ね下記のとあります。

○大特	88,000円(税込)
○けん引	132,000円(税込)
○大特・けん引	220,000円(税込)
○フォークリフト	29,240円(税込)
○ドローン	302,500円(税込)

②専門講習の受講費用支援

経理・税務・技術等の専門的な講習会などの受講費用（交通費等は除く）

③全国大会への参加費用支援

全国規模の大会または研修会等に町あるいは地域を代表して参加する場合の経費（交通費等は除く）

【ご連絡・お問合せ】 白鷺町農業再生協議会（白鷺町農林課内）電話 85-6107

豊かな老後に備えて

農業者年金

に加入しましょう

農業者年金のご相談については
農業委員会事務局 電話 85-6128
または、お近くの
農業委員・農地利用最適化推進委員まで

農業の経営と暮らしに
役立つ情報を届けます。

全国農業新聞

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：月額 700円
- 【送料・税込み】
- 申込み：農業委員会事務局
電話 85-6128

【発行】

委員会 委員会 委員会 委員会 委員会 副部会長 部会長 [編集・農振部会]

白鷺町農業委員会 新野 伊勢 丸川 小林 中川 正博 清 崇男 康子 孝次 要一 清

農委広報「しらたか」

（農振部会 新野 清）

編集後記

私にとって昨年8月3日の線状降水帯発生に伴う記録的な大雨は、小学校高学年で経験した羽越水害（昭和42年）の記憶を呼び戻させた。JR米坂線は未だ復旧の目途すら立っていない。私の住む地域にも避難指示（レベル4）が発令され、区民の避難誘導や土嚢積み・被害把握など夜通しの業務を経験した。近年、毎年のように大規模な自然災害に見舞われ、その中で経営を行わなければならぬ農業は、あまりにもリスク一な産業となってしまった。さらに追い打ちをかけるコロナ禍と今クライナ危機は、農家個々の努力だけでは、いかんともしがたい状況で、打開策としての政治力に大いに期待したい。

ともかく、本年は平穡な日常を取り戻し、夢と希望を持つ農業経営に取り組めることを願うばかりである。